

政策立案に寄与する学術論文（先行研究）の調査業務 委託仕様書

1 業務名称

政策立案に寄与する学術論文（先行研究）の調査業務

2 契約の種類・契約方法

委託契約・総価契約

3 支払方法

一括払い

4 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務目的

本業務は、本市の指定する調査テーマ（6件）について、体系図等を作成して調査テーマに関連する項目を整理したうえで学術論文等を収集・分析することで、本市の抱える課題に対し、全市的な政策・施策の企画立案につなげることを目的とする。

6 業務内容

本市の指定する調査テーマ（6件）について、以下に示す仕様に基づき調査を実施し、調査報告書及び概要版を提出する。また、原則として勉強会を開催する。

原則として、各調査テーマの検討に着手してから3ヶ月程度までにこれらの業務を完了させること。ただし、本市と協議の上、これによらない期限とすることができる。

なお、打ち合わせ及び勉強会はいずれもオンライン可とする。

（1）調査テーマの検討

①企画調整局政策課との打ち合わせを設定し、調査テーマ（※）に関して、体系図等を作成し、調査テーマに関連する項目の整理のための協議を行うこと。

※ テーマの例：若者のUターンの要因と有効な政策、スタートアップ企業の成長の要因

②調査テーマに関連する項目を整理した後、企画調整局政策課（及び、必要に応じて関係課）との打ち合わせを設定し、どのような調査を行えば市の課題意識に資するかを検討したうえで、調査内容を積極的に提案すること。

（2）調査の実施・進捗報告～調査報告書及び概要版の作成・提出

調査内容を決定したら、計量経済学の因果推論の手法等を用いた国内外の学術論文等を収集・分析し、本市の事業に適用する際の懸念点等も含めて批判的に整理し、本市が定める仕様に沿って調査報告書およびその概要版を作成のうえ、提出すること。なお、調査にあたっては

中間報告を行い、本市と十分に連携して調査を進めること。

(3) 勉強会の開催

原則として、調査報告書の内容について、理解を深め、政策立案に生かすことを目的とした職員向けの勉強会（60～90分程度）を開催すること。ただし、本市と協議の上、調査テーマによっては勉強会を不開催とすることができる。

7 成果物

1件当たりの成果物は以下の通りとする。また、電子データは再加工できるものとする。

成果物	形式	提出形式
調査報告書	ワード（A4サイズ）で20枚程度	電子データ
概要版	パワーポイント5～10枚程度	電子データ

8 留意事項

(1) 再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とは協議して定めるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(8) 業務責任者の通知

受託者は契約締結後、本業務を統括する責任者及び連絡窓口を定め、業務を始める前に「業務責任者通知書」を神戸市へ提出すること。